



3 指定金融機関は、帳簿（前項の規定による記録がされた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、供給確保促進業務に係る債権が弁済その他の事由により消滅した日から起算して五年間保存しなければならない。

（供給確保促進業務の休廃止の届出）

**第十一条** 指定金融機関は、法第二十二条第一項の規定により供給確保促進業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、様式第四による届出書に次に掲げる書面を添付して、これを内閣総理大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一 休止又は廃止に関する意思の決定を証する書面

二 供給確保促進業務の全部又は一部を廃止しようとする場合にあつては、当該廃止までの日程を記載した書面及び当該廃止後の措置を記載した書面

（申請等の方法）

**第十二条** 法第十六条第一項、法第十七条第二項、法第十八条第一項及び法第二十二条第一項並びに第三条、第六条、第七条及び前条の規定による内閣総理大臣及び財務大臣に対する指定申請書、認可申請書、届出書その他の書類の提出は、内閣総理大臣又は財務大臣のいずれか一の大臣に、正本及びその写し各一通を提出することにより行うことができる。この場合において、当該書類は、当該一大臣が提出を受けた日において他の大臣に提出されたものとみなす。

（立入検査の証明書）

**第十三条** 法第四十八条第五項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第五によるものとする。

（供給確保促進業務の実施が困難となる事象等が発生したと認めたときの報告）

第十三条 指定金融機関は、供給確保促進業務を適切に実施することが困難となり、又は困難となるおそれが大きい事象が発生したと認めたときは、遅滞なく、内閣総理大臣及び財務大臣にその旨を報告しなければならない。

2 前項の報告は、内閣総理大臣又は財務大臣のいずれか一の大臣に報告することにより行うことができる。この場合において、当該報告は、当該一大臣が報告を受けた日において他の大臣に報告されたものとみなす。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。

様式第一（第3条第1項関係）  
指定金融機関指定申請書

年 月 日  
内閣総理大臣 職名 殿  
財務大臣 職名 殿  
住名 所称  
代表者の氏名

指定金融機関の指定を受けたので、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

- 記  
1. 商号又は名称及び住所  
2. 役員の氏名及び役職名  
3. 供給確保促進業務を行おうとする営業所又は事業所の名称及び所在地  
4. 供給確保促進業務を開始しようとする日付  
(注)「役員」は、金融機関の区分に応じ、必要に応じて次頁を使用し、以下のものについて記載すること。ただし、添付書類に該当する記載がなされている場合には、その旨を記載して省略することは、差し支えない。  
1 銀行、長期信用銀行、株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行 取締役（委員会設置会社にあっては、執行役）及び監査役  
2 信用金庫及び信用金庫連合会並びに信託協同組合及び協同組合連合会 理事及び監事  
3 労働金庫及び労働金庫連合会 理事及び監事  
4 農業協同組合及び農業協同組合連合会 理事、監事及び経営管理委員（農業協同組合にあっては、定款の定めるところにより、経営管理委員を置いている場合に限る。）  
5 渔業協同組合及び漁業協同組合連合会 理事、監事及び経営管理委員（定款の定めるところにより、経営管理委員を置いている場合に限る。）  
6 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会 理事及び監事  
7 農林中央金庫 理事、監事及び経営管理委員

（備考）  
用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注) 適宜行を追加すること。

様式第二（第6条関係）

## 様式第二（第6条関係）

指定金融機関商号等変更届出書

年   月   日

内閣總理大臣 財務大臣

住所  
所  
称  
代表者の氏名

（1）指定金融機関の商号若しくは名称又は住所  
 （2）供給確保促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

を変更するので、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

## 1 变更事项

變更事項				
屆出事項	變更前	變更後	變更年月日	備考

## 2. 変更の理由

(備考)  
用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第三 (第7条関係)

## 供給確保促進業務規程変更認可申請書

年 月 日

内閣総理大臣 名 殿  
財務大臣 名 殿住 所  
名 称  
代表者の氏名

供給確保促進業務規程の変更について認可を受けたいので、経済施策を一  
体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第18条第1  
項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更予定年月日
3. 変更の理由

(備考)  
用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第四 (第10条関係)

## 供給確保促進業務休廃止届出書

年 月 日

内閣総理大臣 名 殿  
財務大臣 名 殿住 所  
名 称  
代表者の氏名

供給確保促進業務の一部（全部）を休止（廃止）するので、経済施策を一  
体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第22条第1項の規定  
に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 休止（廃止）しようとする供給確保促進業務の範囲
2. 休止（廃止）しようとする日付
3. 休止しようとする場合にあっては、その期間
4. 休止（廃止）の理由

(備考)  
用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第五（第12条関係）

表		
年　月　日	発行第	号（年　月　日まで有効）
職　名	氏　名	生　年　月　日
(写真)	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第48条第5項による立入検査証	

裏	
経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律抜粋 (報告徵収及び立入検査)	
第四十八条　(略) 2～4　(略)	
5　主務大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、指定金融機関に対し、供給確保促進業務に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、指定金融機関の営業所若しくは事務所その他必要な場所に立ち入り、供給確保促進業務に関し質問させ、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。	
6・7　(略)	
8　前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときはこれを提示しなければならない。	
9　第三項から第十項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第九十六条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 一～四　(略)	
五　第四十八条第五項から第七項まで、第五十八条第二項又は第八十四条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。	
六・七　(略)	

(備考)用紙の大きさは、日本産業規格B8とする。